道之島社会の研究(1)

藩政初期より明治中期までの変遷

—— ケーススタディの準備として ——

矢　谷　慈　国

序

本稿は，「社会学における主体概念の取扱いについて」の基礎的考察を行なった前の論文の実証的方向での展開を志していると共に，今後の理論[(注1)]的展開のためのパイロットスタディの意味を持っている。

個人，集団（コミュニティも含む），全体社会をそれぞれ主体の成立する3つのレヴェルとして考えた場合，それらをつらぬく主体概念の一般的な規定は「対内，対外という二つの緊張を媒介的に処理しつつ歴史的に自己同一を保持する活動の単位」というふうに考えうる。この考えをもう少し展開すると，(1)主体とは，外に対して内として区別的に自覚されるある範囲をもつ。(2)ある主体が関与する外の範囲は主体の内部条件によって変化する。(3)逆に主体の関与する範囲のちがいによって，主体のあり方が異ってくる。(4)内としての主体自身単一不変の常数ではなく，何らかの矛盾や緊張をはらむ内部構造をもっている。(5)主体は上記の対外，対内の緊張を媒介的に処理するのであるが，その活動は必ず時間の中で行なわれる。即ち人間の参与する主体はどのようなものであれ必ず時間的規定のもとにある。

以上のような理論的関心（関心[(注2)]であって未だ理論ではない）のもとに，個人主体とコミュニティ，全体社会との関連を具体的なコミュニティの歴史的展開のケーススタディを通して考察しようとするのが，今後の一連の研究のねらいである。コミュニティの歴史的展開を実証的に把握しようとする場合，どうしても資料的制約がさけられない。時系列的な資料の存在が条件となる。次稿で中心的にとりあげる予定の鹿児島県大島郡喜界島大字阿伝という部落は，たまたま立帳（たてちょう）という明治29年から現在までの部落会議の記録が保存されているという理由で研究の対象となったのであって，他の特別の理由はなかった。

しかし研究のプロセスにおいて，奄美列島の社会と歴史について少くとも近世の変化をつかんでおかねばならなくなり，それに取り組むうちに，奄美列島は日本史の中でも特異の条件下にあり，近世日本農村の一つの極限事例であることに気づいた。離島という条件が与える辺境性，薩摩藩による支配の特異性，そのような条件のもとに展開された村落社会の変化は，上記のような関心からするならば多くの問題点に富む対象であると思われる。

昭和43年夏，阿伝村立帳という資料との出合い以来，44年8月，45年[(注3)]7年～8月と，阿伝部落に関する資料蒐収と聞きとり調査に従事し，本稿において阿伝研究の第1稿を発表する予定であった。しかし，一つの村落コミュニティを明治29年以降の記録からにしろ歴史的に研究しようとすると，どうしてもそれ以前の歴史的社会的背景が問題となってくる。明治29年以降のこの記録の特性（例えば異常に詳細な田畑や原野の管理の規定など）を理解しようとすると，背景となる時代の考察なしには解釈を誤るおそれがある。そこでまづ道之島の近世から明治期にかけての歴史を概観しておく必要が感ぜられ，本稿ではそれを対象として扱うことになったのである。

以下主として奄美大島と喜界島の歴史を概括するが，これはあくまで明治中期以降の村落社会のケーススタディのための予備的作業であり，歴史的変化のおぼえ書きといった性格のものである。

（注1）体験における社会と文化の問題，矢谷慈国，関西学院大学社会学部紀要，19号20号。

（注2）ここで与えた内と外の区別はあくまで形式的なものである。本質論から出て，経験的な事実を取扱う場合，記述の枠組としてこのような規定が必要となる。

（注3）この資料は，部分的にはすでに昭和15年岩倉一郎氏によって，アチックミューゼアムから公刊されている。

一、藩制前期における道之島の社会

近世日本の歴史的変動を巨視的にみるならば，自給自足の閉鎖経済を理念とする封建体制の枠組が，畿内などの先進地や各地方ごとに芽生え拡大する商品経済によって内部崩解をとげる過程として考えられる。

慶長15（1610）年以降道之島の支配者となった薩摩藩は，藩自体としては近世大名としての成熟に遅れをみせながら，琉球および道之島を新たな領土として得，その経営を通して明治維新の指導勢力となるほどの実力を蓄えた点において，日本史上独自の展開をみせている。薩摩藩が明治維新において果した役割を考えるとき，その独自性を支える大きな要因が，他のどの藩も持たなかった半植民地としての琉球および道之島にあったことに注目しなければならない。

道之島は慶長14年以前，琉球王朝の支配下にあり，琉球王朝は明に朝貢しつつ独立した政権を保持し，薩摩藩とは隣国としての交渉を持っていた。慶長14年，琉球側の外交上の失態をついて薩摩藩は幕府の承認を得て出兵し，琉球および道之島をその支配下においた。薩摩藩は幕府と連絡をとりつつ，琉球王朝を対明貿易に利用するために存続させた。明に対してはあくまで，これまでどうりの朝貢国という体裁を保たせつつ裏面では，琉球国王および三司官などの人事権を握り，直接間接に対明貿易の操作を行なった。

琉球国王は道之島をのぞく旧領を安堵され，薩藩に対しては一定の貢納物を納めた。

その際，道之島は琉球領から切りはなされ，藩直轄の蔵入地とされたが，幕府に対しては表向き，琉球領のうちとして披露された。従って道之島の島民の風俗は明にならう琉球風のまま明治期まで持ちこされた。

以上の結果，薩摩藩の領地構成は，日向，大隅，薩摩，三国にわたる本領（これも家臣への給地と蔵入地に分れる）と琉球王朝領，および道之島（蔵入地）の三種となり，近世期を通じてこれら三種の領地に対する藩支配はそれぞれ異なった様相を帯びることになる。

薩摩藩の支配下にはいったということは，道之島にとっては，さしあたっては琉球王朝の停滞的なノロを用いた神権的支配からの脱却を意味し得た。近世を通じての薩摩藩の道之島支配を村落構造との関連において二期に区分するとすれば，第一期は慶長15年から延享2（1745）年の換糖上納開始までである。

薩摩藩は慶長15(1610年)初めて奉行黒葛原吉左衛門ほかを遣わし，大島，喜界島を治めさせた。当時の行政区画は大島7間切，喜界島6間切で，琉球王朝時代の制を引きついだものであった。そのうち喜界島の間切と部落の区分をあげておく。1．荒木間切，（荒木，手久津久，上嘉鉄，浦原花良治）2．湾間切，（湾，赤連，中里，川嶺，羽里，城久，山田）3．西目間切（西目，大朝戸，島中，池治，坂嶺，中熊，先内）4．伊砂間切，（伊砂，伊実久，中間，滝川）5．志戸桶間切（志戸桶，佐手久，小野津）6．東間切（早町塩道，長嶺，白水，嘉鈍，阿伝）(注1) 役人は，間切役場に，大親役各1名知行20石切米5石，与人役各1名知行10石，切米2石，筆子若干役料1日米5合，各部落には掟1名切米1石，功才（世話人）1名夫役免，居番1名があった。これら島役人に対して，奉行（後に代官）1名，検事(横目)1名附役2名が藩側の役人で，任期は初期は2年交代，後4年交代であった。元禄4（1691）年までは，大島と喜界島は，代官以下兼任であったが，元禄6年から喜界島にも代官1名附役2名が配置された。なお代官仮屋には島民の書役数名，各年捧米4斗5升がいた。

これらの諸役人の関係は，「凡ソ一村事アレバ村集会所ニ於テ，村民全体ノ協議ヲ以テ之ヲ決シ，掟役之ヲ支配ス，一ケ間切ニ関スルコトハ，掟役ノ合議ヲ以テ，大親之ヲ処決ス，罪人糺問，戸籍ノ取調ハ，与人役之ヲ掌り，全島ニ関スル事柄ハ大親ノ協議ニ従ヒ，中央代官之ヲ指揮ス，代官及検事，附役ノ住所ヲ仮屋ト称ス」(注2) というもの

であった。

薩摩藩は元和7（1621）年に道之島の検地を行ない，元和9年の置目条々で道之島支配の大綱を示している。

大嶋置目之条々として示された34項の意義を整理してみると，(1)年貢収納夫役体制の確立(2)島役人層の権限の規定と，恣意的に島民を使役することの禁止(3)大親を廃し，与人の給地をなくして切米のみとし，島役人層の琉球との交通を禁止して，旧来の豪族的性格から，藩の支配機行の代行機能を果す役人としての性格へと変換させようとしたこと(3)負債のかたに百姓を隷属民（ヤンチュ）化することの禁止，逆にいえば，自立小農民を保護しようとしたこと(4)楷船（大型の船）を島民が作ることを禁ずることによって，島民の自由な貿易活動を制限したこと(5)特産物（棕櫚牛馬之皮，から苧，むしろ，芭蕉など）の藩買占の規定(6)貸借の利息を3割に決めて，それ以上の高利を禁止したことなどとなる。

これらはいづれも，琉球時代の古代的な体制を改め，近世大名としての支配の確立をめざすものであった。(注3)

また，置目条々の10年後寛永10（1633）年，代官として下島し，島の農業開発を指導した有馬丹後の治跡もこの方向を示している。彼の行った指導をまとめると(1)新作物の移入（せんいをとる市比の種など）(2)神域として放置されていた土地の開拓(3)水利の開発(4)山野に自生するハゼからロウをとることを教え，これを上納物としたこと，などである。以上が第一期の前半である。(注4)

第一期の後半は，元禄初年ころから延享2（1745）年の換糖上納までの時期である。このころ製糖がようやく盛んになり，貞享3（1686）年幕府によって琉球貿易が制限されたこともあって，藩は黒糖製造の利に注目するようになってくる。大島への甘蔗の移入は，慶長15年支那福建省辺へ漂着し，製糖法を学び，黍を持ち帰った島民直川智に始るとされる。が，本格的に藩が黍作と製糖の技術を移入したのは，大島屋喜内間切横目嘉和知が代官の命をうけ，沖縄で技術を修得してきた元禄3年ないし4年のことである。この時期，有馬丹後以来，島の商品作物の中心であったハゼの価格の下落もあって，徐々に黒糖製造が藩によって注目されてくる。

喜界島代官記がこの間の推移をよく伝えている。「砂糖卸買入始るの年月評ならず，元禄8年黍検者野村四郎右衛門渡海あり，同10年黍横目初て立らる，是を以推考するに元禄年中始なるへし，其斤数は伝ハらすといへとも，正徳3巳年代官酒匂太郎左衛門日記，近年ハ砂糖113万斤ツヽ，年々御買入ありと記せり，其時ハ黍作毛見賦上中下の位ニ而，用夫人別割付上納たりしに漸々黍作手広ならる。従ひ御買入も重みて，250万斤定納になると見へたり」(注5)

この間，薩摩藩は享保11～12（1726—27）年に検地を行ない，高を定め，下島の藩役人の数を増し，島役人を黍作監視の方向に拡大して，砂糖の収奪を強化しはじめている。元禄10年以降，従来の島役人に加えて作られた役は次のようなものである。「黍横目，ハ甘蔗栽培施肥ノ良否ヲ監督シ，且甘蔗地ヲ人頭ニ割合ヒ，督責シテ蔗苗ヲ植付ケシメ，専ラ砂糖増殖ノ事ヲ掌ル。田地横目ハ公田ヲ，作用夫ニ分配シテ，耕作セシムルナド専ラ田地ノ事ヲ取扱フ，私田ハ永作地ト称シ，売買ヲ許セドモ公田ハ之ヲ売買私有スルヲ得ズ。竹木横目ハ，砂糖樽製造用ノ槫木，其他竹木繁殖ノコトヲ掌ル，三四年目ニハ御高割ト称シ，人別ニ公田ヲ割賦シテ耕作セシムル例ナリシ，津口横目ハ，船船ノ出入ヲ検査シ，砂糖密売其他他藩船，外国船ノ入泊スルトキ，船員ヲシテ自由ニ上陸セシメザル様，取締ルコトヲ掌ル」(注6)

また藩は宝永2（1705）年島役人や旧家の所持する系図及文書を後に反却すると偽って取りあげこれを焼き，さらに享保5（1720）年与人，横目役より誓書を徴し，血判を押させ藩に対する忠勤を誓わせた。これら一連の措置は，琉球王朝時代から続く旧家や島役人層の琉球との歴史的なつながりを切り，彼らを新しい藩体制に組み込もうとする元和改革以来の藩の方針の具体化であった。後の厳しい砂糖搾取政策を実施しうる制度的装置はすでにこのころに準備されていたのである。

しかし，この時期ではまだ作物の主力は稲であり，開拓も水田に重点がおかれている。大島では鹿児島で耕地開発の技術を学んできた，田畑佐文仁が正徳2（1712）年から元文3（1730）年までに495町歩の田畑を開拓しているが，それは直接

黍作地の拡大を意図したものではない。

喜界島代官記の享保3（1718）年には，藩の出資による溜池工事の記事が見え，「溜池之儀は別段之事」と重要視されているところから考えると，この時期はまだ米作が中心であったことがわかる。（註7）

この時期の村落社会の構造がどのようなものであったかを詳細に示す資料を欠いているので，ここでは道之島の土地制度から考察するにとどめる。大島と喜界島においては明治初期まで高配当といって土地の割替制度が行なわれていた。この制度がどのような起源を持つかはっきりしない。薩摩藩では慶長年間以来，門割制度があり，琉球においても地割制度が旧くからあった。道之島における割替制度は薩摩の門割の導入であると昇曙夢氏は説明しているが，これは高配当と黍地割当とを区別しないで混同しているふしがある。南嶋雑集の編者松下志朗氏はその解題の中で（注8）「薩摩が強制してきた門割制度を（島民が）完全に擬制した」たものとしている。が，南嶋雑集の記事では，（注9）「五ケ年毎ニ彼比田地ヲ換ヘテ耕作スルノ例法アリ，是島民ノ協同熟議ニ出ルモノニシテ官亦之ヲ黙許ス」とある。薩摩における門割も名頭が門高を割るとき（注10）はある程度自治的操作の余地があったようだから，この記事は道之島の場合も，高配当の大綱を示して，村落レヴェルでの配当は藩が島民の自治にまかしたということを示すのかも知れない。また黍地割当が先づ行なわれ，それが他の田畑にまで及んだのか，その逆の順序であったのかも不明である。

藩政下道之島に存在した土地の種類は次のごとくである。(1)田地，検地帳に高をあげられたもの。(2)畑地，同上(3)屋敷地(4)永作地，享保検地以降島民が自費をもって開いた田畑で藩より認められたもの(4)郷士高，龍佐運（田畑佐文仁）高12石余，芝寛統高13石余の2株(5)大山野，薪炭，牧草を採取し，且つ山野作を許された土地。

各島村法によれば，このうち高配当（注11）をされる土地は大島では（注12）(1)の田のみであり，喜界島では(1)の田と(2)の畑であって，性別，年令に応じて平等に割当てられた。したがって，地割制度下では，各家の土地所有の格差を決めるのは，割当を受ける人数の多少と，大島では割当田地以外の，屋敷地および永作地の多少であり，喜界島では，屋敷地と永作地の保有量であることになる。農業経営上から見ると，配当高のみによる一般百姓の経営と，広い永作地を開墾あるいは売買によって持ち，多くの家人によってそれを耕作する豪農経営に分かれることになる。但し，享保12年の検地の段階では，天保以降に見られたような著しい階層分化は起っていなかったと思われる。また，割替を田地のみについて行なう大島と，田と畑について行なう喜界島では，階層分化の様相が異ったであろうと考えられる。

（注）本稿を書くにあたって，時代区分など大すじとなる観点は，名瀬市誌編纂室参事大山麟五郎氏の奄美群島の概況，大島支庁S45，所収の「奄美のあゆみ」という論文によっている。門外漢である筆者には非常に参考になった。

（注1）「喜界島の民俗」竹内譲，黒潮文化会S44，p. p. 5—6.

（注2）奉行から代官への移行は寛永10ごろとされるが，その性格のちがいは，年貢収納事務にあり，奉行時代は島役人（大親，与人）が3年毎に上国して収支計算を行ったが，代官になってからは，島の代官役所で勘定を行うようになった。戦国間なしから幕藩体制の安定期への移行にともなう下島役人の事務能力の向上を示すと共に，藩の支配の強化と安定を示す。「名瀬市史」同書編纂会，S34，p. p. 273—315.

（注3）「奄美史談」都城植義，名瀬市史編纂会版，S39，p. 31.「名瀬市史」p. 283—284. 大島置目之条によりまとめた。

（注4）「有馬丹後純定大嶋附表代官相勤候覚」奄美郷土研究会報，第9号，松下志郎，大山麟五郎，S42，p. p. 71—77.

（注5）「道之島代官記集成」福岡大学研究所資料叢書第一冊S44，p. 116.

（注6）「奄美史談」p. 33.

（注7）「道之島代官記集成」p. p. 120—121.

（注8）「大奄美史」昇曙夢奄美社S43，p. p. 258-260.

（注9）「南島雑集」松下志朗編，福岡大学「文理論叢」別刷S44，p. 278.

（注10）同上各島村法大島p. 585.

（注11）鹿児島県史第2巻鹿児島県，S15，S42復刊p. p. 380—383.

（注12）「南島雑集 」各島村法，大島p. p. 583—585. 世界島p. p. 578--580.

二、藩制後期における道之島の社会

第二期は延享2（1745）年の，貢米を黒糖に換算して上納する換糖上納の開始から，安永6（1777）年から天明7（1787）年の第一次惣買入れをへて，定式買入にもどりつつ買重ねによる砂糖収奪強化が進んだ文政12（1829）年までと，天保改革から明治維新に至る最も激烈な搾取が行なわれた時期とに分けられる。

貢米すべての換糖上納が始まる以前，寛保元（1741）年からすでに薩摩藩は貢租を砂糖で代納することを許していた。こうして藩は定式買入分と貢租の部分的代納分の増加によって収奪を強化しつつあったが，延享2年に至り遂に貢米はすべて黒糖1斤米3合6勺替で換糖上納させることにした。薩摩の米は大阪市場では下々米で相場が安かったが黒糖は第一級の商品となった。この時期から道之島は薩摩藩の財政上ますます重要な位置をしめるようになり，政策のすべてが商品としての黒糖生産の強化に向けられ，それと共に道之島の村落社会も急激な変化をひきおこしていく。換糖上納である以上，米を作っても役に立たず，水田耕作中心の農業は徐々に姿を消し，主食は米から宝永年間（1707—10）に移入された甘藷に変わっていく。できる限りの水田は干して砂糖畑とされたが，このことは明治以降の道之島全体の農業構造に深刻な影響を与えることになるのである。

幕藩体制下における各藩は経済の基礎を領国での自給自足経済におきながら，参勤交代の入費や江戸在府中の藩主及び家臣の消費生活によって自ら商品経済を促進しつつあるという矛盾の中にあった。従って薩摩藩も江戸初期から慢性的な経済困難の状態にあり，木曽川工事以前すでに銀4万貫余（約60万両）の負債があった。宝暦3（1753）年幕府から木曽川水利工事を命ぜられ，同4年着工，翌5年竣工したが，これによって莫大な費用を負担せねばならなかった。さらにこの工事の直後相続した藩主島津重豪の代になって，藩主自身の浪費，子女たちの将軍家輿入，他の大名家との養子縁組に関する入費などによって，文化4（1807）年には国許をのぞく3都での借金が126万8千8百8両となり，文政末(1829)年には，3都南都および領内での負債は500万両に達していた。（注1）

この間，道之島では砂糖政策が強化され，安永6（1773）年第一次の砂糖惣買上げが行なわれた。これは，甘蔗の栽培面積を先に決め，これを島民に割りあて，そこにできる限りの砂糖を出させ，島民の食糧や日用品は藩から支給するというもので，島民の砂糖自由売買は禁止された。天明（1787）年仕向替によって再び定式買入にもどったが，これは安永6年下島した藩の勧農使得能通昭が，再生産に耐えぬ程の島民の疲弊を見て藩に上申したためのようである。得納勧農使は神域として斧を入れることを許さぬウガン山などのノロ信仰を断圧し，開拓を推進した。これ以後ノロの迷信からの制約をうけずに耕地開発が進んだが，それは結果的に黍作拡大につながるものであった。

天明8（1788）年以降喜界島は定式糖58万斤の後，寛政9（1797）年買重4万斤，享和元(1801)年10万斤，文化元（1804）年15万斤，文化3（1806）年25万斤と買重ねが続き増加されていった。当初は定式糖1斤に米3合5勺替，買重糖1斤に4合替であったが，文化12（1815）年には一率糖1斤に米3合7勺5才替となった。（注2）

喜界島代官記天明5（1785）年の条に，「一，當未進米四拾四石弐斗三升八合六勺九才志戸桶間切志戸桶村之喜美治，一，古未進米拾石六斗四升五合右同人(以下4名未進米石高と名前)右五人依科御仕置被仰付，妻子百姓下人下女家財□取揚被仰付候処，未進米右之通有之，親類共ニも上納難叶由，去夏被申越趣有之，都而払捨仰付候旨，巳正月八日小笠原郷左衛門様以御取次被仰渡候」とあるように，貢租を負担できない農民が増加しつつあった。（注3）

天保元（1830）年，島津重豪の命をうけた調所笑左衛門は，いわゆる天保の改革にのり出した。この改革のねらいは，従来下島する代官や付役によって行なわれていたいわば素人経営と，それら役人の私曲による藩庫への収入減を改め，島の経営を財政の専門家の管理のもとにおき徹底的に合理化することによって最大限の収入を藩にもたらすことにあった。調所は新に大島喜界徳之島を管理する三島方という役所を設け，宮之原源之丞，肥後八右衛門などの専門家を代官として下島させ

た。このとき行なわれた惣買入は，徹底した専売制であり，島民に売買を禁止し（貨幣経済を中止させ），年貢として上納された分以外のすべての黒糖についても，官給の諸品と交換してとりあげるというもので，いわば道之島全体をあげて藩直営の黒糖工場にするような制度であった。

まづ大島では総段別2400町，喜界島では800町を黍作地として割あて，それを各間切，各部落，各農民に割あてた。南島雑集によると喜界島での黍地割賦法は次の如くである。

「○島民受持，内毎年黍ヲ植ルノ反別ヲ八百町歩トス，其中四百町歩ハ現高ニ割賦シ，残リ四百町歩ハ反別ニ割賦シテ，各村担保ノ黍地ヲ定ム，然ドモ各村ニテハ之ヲ毎戸ノ受持高ニ配賦スル慣例ナリ，其方法左ノ如シ，

一，黍地八百町　　惣段別
　内四百町歩　　現高割
　　但現高一万八百三十五石六斗七升四合八勺四撮ニ割，高一石ニ黍地三畝二十一歩充
　同四百町　　反別割
　　但惣反別千六百六十九町八町八反四畝二十六歩二割，一反歩ニ黍地二畝二十九歩充，

右ノ方法ニ因テ某間切某村ニ割賦スル算則，左ノ如シ，

　　湾間切　　湾　村
一，現高六百十一石六斗一合六撮
　　比黍地二十二町六反二畝廿八歩
一，反別百十七町六反四畝九歩
　　比黍地二十八町二反四畝十九歩
合黍地五十町八反七畝十七歩

此黍地ヲ各戸ニ配賦スルニ，前文ニ記ス如ク現高ノミヲ用フ，即チ現高六百十一石六斗一合六撮ニ割，受持高一石ニ黍地八畝十歩充，
　各戸ノ配当左ノ如シ
　　　湾　村
一受持高一石三斗五升　　何某
　比黍地一反一畝八歩
一受持高五石二斗五升　　何某
　比黍地四反三畝二十九歩
以下逐テ斯ノ如シ，各村皆同一般ナリ」

これは，検地で決められた喜界島の総高(注4)，10835石6斗7升4合8勺4撮，総段別1669町8反4畝26歩のうち，まづ島に割りあてる黍作地の反別が800町歩（全耕地の約半分）と決められ，その半分の400町を石高で割り半分を面積の段別で割る。それを各村の持高で同じように割って，村の持高と反数を決め，農民のレヴェルでは石高で割りあてるということであるが，島割りあて800町反を半分づつ高割りと段別割りの二種の割り方をするのは，面積と段当収量のバラつきをバランスするためであったと思われる。800町すべてを段別で割れば収量の悪い黍地ばかり800町植つけ総収量が低下するし，高割ばかりにすれば，効率のよい畑に植えて黍地の反別が減少し他の作物の段別が増加すれば相対的に黍地への労力の投下が低下するという両極をバランスさせるためであったであろう。

黍地一反の平均産糖高は上等の作で300斤以上下等の作で200斤以下であった。東間切阿伝村では上畑一反歩中等の作で500斤以上を得るとある。南島雑集によると文久3（1863）年から明治5(注5)（1872）年までの各島の産糖高が記録されているが，大島は平均約2200万斤，喜界島は平均約200万斤である。

黍作から製糖(注6)までの管理は厳格を極め，黍横目，黍見廻などの役人を強化して監視させた。島民がそれらの島役人の指揮に背いたり，甘蔗の株を高く刈ったり，製糖が粗悪なものには，科役を課したり，首枷，足機の刑に処したりして，黒糖の品位向上と増産を計った。また砂糖の抜売買や隠匿は最も重罪で，抜売の場合は企てた本人は死罪，共犯者は遠島に処し，一片の砂糖も島民の自由にさせない制度であった。

砂糖代物の給付は，年々各村の掟，筆子等が立黍を見て，各作人次年の製糖額を予定し，之から諸税糖を引き，その剰余糖に対して島民が好む日用品を注文させ，之を間切役所で一括して代官をへて三島方に達し，諸品を一括仕入して島に送り島民に配当するという方法をとった。立黍の見込で産糖を決められるので見込より産糖が少いと，注文した諸品の代価は負債となるし，見込より少い分を隠匿をしていると疑われると追究が厳しかったので，島民は黍作に力を尽さざるを得なかった。

この場合，給付諸品と砂糖の交換における利ざやによって藩は莫大な利益を得る仕組みになって

いた。大島から1斤につき米3合5勺替で集められた黒糖を大阪で売ると，天保元年から10年の大阪の平均相場では1斤につき銀9分6厘3毛，米にして1升2合余となった。この利ざやが約4倍であり，さらに，大阪相場で支入れた日用雑貨品を，高い交換率で島民の余計糖（産糖から諸税分を引いた砂糖）と交換支給した。例えば天保6（1835）年書かれた大島における交換比では，種子油一沸（1升）は代糖28斤（大阪相場の銀になおして約27匁）であるが同年の大阪相場では銀にして約3匁5分であるから約8倍の交換率となる。船による運賃を差引いても莫大な利益が藩のものとなった。

藩の独占統制経済の徹底化は，天保10（1828）年から行われ，島民の貨幣流通を完全に凍結させた羽書の制度によって完成される。

羽書は，余計糖中各人が注文した諸品代糖を控除した分に対して黍横目より振り出されるもので，羽書の額面は各人の好みによって分割し，逐一これを台帳と各人の手控に記し，偽造できぬようにして島民の売買貸借に流通させた。その通用期間は毎年5月から7月の3カ月間（製糖期と最もはなれた時期）で期間後直ちに流通を停止し，総勘定をした。その場合余分の羽書を持っている者は，役所に額面の代糖を先納しているかたちになるのでその分だけ本人の希望の品物をもらうことができ，さらにその品物を相手の翌年分の羽書で支払を受ける予約で売却することができるという制度であった。

このような完全な統制経済のもとで，天保10年から明治8年まで36年間は，島民は貨幣経済から隔離され，自律的な産業商業の発達を全く行なうことができなかった。このことは明治8年以降の島民の歩み，砂糖自由売買をめぐる大混乱の前提をなすと考えられる。

天保改革期を通じて(注7)道之島の村落構造の変化は自立農民（自分人＝ジブンチュ）の家人（ヤンチュ）層への大量の転落と衆達（シュウタ）とよばれる豪農層の家人を使った大規経営の出現に見られる。大島の家人については，南島雑集の中に，「年季抱之事，島民中貢租若クハ物品代糖等未進ニ至ルカ，或ハ負債消却シ能ハサルカノ事故アリテ，其身ヲ売ラントスルモノハ，五人組及ヒ村吏ニ情実ヲ告ゲ在番所ニ開申シ，許可ヲ得テ十ケ年季ヲ以テ之ヲ定ム，其価ハ身売人ノ行状ト強弱トニ因テ差違アリト雖モ，男女トモ大抵砂糖千五百斤ヨリ二千斤ヲ通例トス……然シテ年限内モ身代糖ヲ消還スルトキハ出ルヲ得ヘシ……此身代糖ト唱フルモノハ内地ノ身売代ト大ニ異ナリ，其故如何トナレハ身売人ハ都テ身代糖利子ノ為ニ使役セラルヽモノニシテ，身代糖千五百斤ハ一ケ年，利子四百斤（年利三割ナリ代米二石二斗五升）二千斤ハ六百斤（代米三石ナリ）故ニ満期ニ至ルモ尚初メノ身代糖ヲ償フニ非サレハ出ルヲ許サス，然シテ身売人ノ飲食ハ勿論衣服ヲ給シ夫役ヲ弁ス，又膝生ト唱フルモノアリ，是レ家婢私生ノ子ニシテ主家ニ養育セラルヽモノナリ，」とあり，喜界島もほぼ同じであるが，ここでは(注8)，「五ケ年ヲ一期トス，其強壮ノ男女ハ身代糖二千斤ヨリ二千五百斤，一ケ年ハ五六百斤ヲ通例トス，又無年季ニシテ身ヲ売ルモノハ二千五六百斤ヨリ三千斤許，其老幼ト羸弱ハ従テ差アリ，是皆各島ト同シク利子ノ代リニ使役スルモノナリ」(注9)とあって条件が少し異っている。

家人の歴史的起源については，はっきりしたことがわからないが，薩摩藩に帰属する以前の，古代的な豪族に属する身分的隷属民が考えられる。道之島が琉球王朝の支配下に入ったのは13世紀ごろとみられるが，それ以前奄美諸島には統一した政権がなく，各島各地方に按司（あじ）とよばれる豪族が割拠していた。この按司は，血縁社会を下敷きとする地縁的階級的首長と考えられ，琉球王朝によって支配され後もこの勢力は新来の琉球貴族によって部分的に保存されたと思われるので，この按司の下に直属した隷属民が家人の原型であろう。が近世後期に多く出た家人は身分的隷属の性格より，経済的隷属の色彩が強い。古代的な系譜をひく大豪族の家人は数としてもそう多くはなかったと思われる。薩摩藩の支配になってから自営農民のうちで困窮した者が豪農に身売りするようになったとき，旧くから残存していた家人という隷属形式が利用され，それに近世的な意味が附加されるようになったのではなかろうか。(注10)

大島規模帳の中の一条に「島中不限諸役人身体宜モノハ借米支払分ノ方ニ百姓ヲ召仕候由，此儀左モ可有之候処抱者家内札申請諸公役差免モノモ

有之由不届候間家内札申請候儀堅令禁止候条，作職諸公役又ハ面々相掛納物等諸百姓同前可申付候」とある。家内札とは宗門改札で，家人の宗門札を主家が取あげて家人所有の印としたらしいが(注11)藩ではそれを禁じ，また家人の公役作職を免ずることを禁じている。初期においては藩は自立小農民が家人に下落することをおさえようとしていたし，功労によって郷士格となった島役人たちの公役免除の家人の数を減したり，新に郷士格になったものについては，公役免除の家人を免許しないという方針をとっている。しかし，凶作などで貢糖が不足した場合一村全部が家人になるというような事態が起り，藩の砂糖搾取の強化と共に増加していった。初期には実施した，薩藩から身代米を出して家人を救済するという手段が追つかぬ程家人が増加すると藩はこれを黙認し，家人の黍割地をその主人に与え，貢糖負担の責任を主人に持たせるようになる。家人は，一般自営農民と同じく公役は負担したが貢糖の責任を豪農に肩がわりしてもらうことによってその身を売るという経済的隷属民であった。村落社会内での家人の地位は，本土におけるエタ非人などのような固定した身分的なものではなく，身代糖を払いさえすれば自由になり得た。自由農民であっても，貢糖不能に陥れば家人になったのでその地位は流動的であった。家人は村全体の総寄会などには出る資格はなかったが，公役は負担していたし，主家の勢力と多数をたのんで一般百姓に対して横暴を示すこともあったらしい。家人に子供ができた場合膝素立といって，一生主家に属した。夫婦者の家人の子供は勿論主家に属したが，他家の下女に産ませた子供は女の主家のものとなった。また家人と一般百姓の女の間に出来た子供は自分の子供となり自由に使うことができるので家人は好んで他の百姓女を求めて子供を作ったという。これをみると家人を含む村落は性的自由の大きい社会であったことがわかるが，別の見方をすれば，他のあらゆる面での拘束が大であったことに関係する。

多くの家人を持った豪族は能率のよい大規模経営によって割当地を耕作すると共に，それらの家人労働力を用いて有利な耕地開発を行なったり，一般百姓に米などの食料を貸しつけて高利をとったりして富の蓄積を計った。しかしこの豪農たちの活動範囲は，強力な薩摩の統制下の枠内に限定されていたので，蓄積した富を主体的に活用することができず，島内のみに通用する名誉的地位である郷士格や与人に任ぜられるための献糖をしばしば行ってほとんど経済的余剰を藩へ渡してしまった。即ち豪農経営によって蓄積された富は，島民の外部進出のためにも，また島内の充実のためにも用いられず，いたずらに薩摩を富ますのみであった。

近世後期の豪農の下に使役される家人の数は人口の約30%を占めたといわれている。平均的一例をあげれば，「大島鎮西村諸鈍で家人を所有した人々は，林前福 80～100 人，林前祥志30人，林前任20人，積福禎20人，林前厚15人，三島嶺岡13人屋宮謙子10人，積福織５人，精喜美演５人，其他４人，３人，２人位の処５家。で約200名である。当時諸鈍村の戸数８，90戸だったというが，後，明治４年の人口調査に依れば当時１戸当り 4.7人となる故，１戸５人宛90戸として450名，家人を加へると650人となり，約３割が家人だったことがわかる。」(注12)ここに出てくる林前福は他村にも多く家人を持っていたというから，村落社会の階層分化の幅がいかに大きかったかがわかる。道之島という閉鎖した社会の中でこれだけの階層差（100人以上の家人を使う豪農と家人層）が出たのは身代糖の利息が３割という高利息の条件と共に薩摩藩の収奪が自立小農民の存立条件を非常に困難にしたからであった。このような条件下では村落共同体は，役人でもある少数の豪農と，10人前後の家人を使役する中農層，自立小農民層，部落会議に出る資格のない家人層というふうな階層構成となり，少数豪農の支配力の強さが目立った特徴となる。

喜界島における家人増加の実態は詳しい資料がないのでわからないが，文政元（1818）年与人具志頭が献糖等の功により郷士格となったのをはじめ，天保11（1840）年，嘉鈍村西則が献糖によって与人となる等の記事が代官記に見えるから，相当大規模の家人を抱えた経営が存在したもの(注13)と思われる。

薩摩藩の砂糖支配は，村落構造を衆達と家人の両極に分解させつつ，強化され，島民の負担の増加によって藩経済が整備され，それが明治維新の

体制変革の（財政的）基盤となるというかたちで明治初期にまで及んだのである。

（注1）大奄美史　p.p.293—230.
（注2）鹿児島県史第2巻　p.p.297—298.
（注3）道之島代官記集成　p.145.
（注4）南島雑集　p.p.568—9.
（注5）同上　p.568.
阿伝村の地味が他部落に比して特に肥えていることは，同村の耕地の絶対量の少なさと関連して，明治29年以降の同村の記録を理解する一つの要件となる。
（注6）同上　p.p.567—568.　p.p.571—572.
（注7）以上の記述は主として鹿児島県史，第2巻p.p.375—390による。
（注8）（注9）南島雑集，各島村法，p.p.585—586.　p.580.
（注10）家人の起源については，奄美大島における家人の研究　金久好　名瀬市史編纂委員会，S38，大山麟五郎前揚論文「奄美のあゆみ」による。
（注11）奄美大島における家人の研究　p.6.以下の記述は同書および名瀬市誌による。
（注12）奄美大島に於ける家人の研究　p.14.
（注13）道之島大官記集成　p.161.　p.175.

三、明治以降の変化

明治2年代官を在番，横目を検事，附役を筆者と改称したが，明治4年の廃藩置県後も道之島は交通不便のためしばらくは藩政のままもちこされた。明治6年，与人を戸長，間切横目を副戸長と改めたが，明治8年在番所が廃され，鹿児島県大支庁を大島の名瀬に置き，各島にはそれぞれ支庁を置くに至って，島役人の職制は全面的に改正された。その内容は「一，戸長禄10石(民費)，一区に1人置き，島中の諸事務を総関し且つ部民撫育に注意すべし，一，一等副戸長，禄4石（民費）但，一区に一人を置き，戸籍を担当し，犯罪者下調べ諸夫使ひ，其他戸長曳合ひ且つ戸長欠員等の時は代理たるべし。一，二等副戸長，禄3石6斗（民費）但，一区に一人を置き，耕地手入扱，製糖の諸指揮，年貢曳結び，其他堤防橋梁，道路修繕，船出入等の事を関すべし。一，三等副戸長禄2石（民費）但村の大小に依り一ケ村に一人又は二ケ村に一人を置き，砂糖仕登せ，諸上納物曳結び且つ毎村勘定向取扱ひを関すべし。右条々堅く可遵守，尤任役一ケ年を以て一期とし，格別勤効衆賢あるものは復一期を増候条此旨相達候也。鹿児島県令　大山綱良」というものであった。

明治12年4月大支庁を廃し(注1)，道之島を大島郡とし，大隅国に編入された。明治13年戸長改選が行なわれ，大島では村数136に対して戸長および戸長役場41，喜界島では，村数30に対して戸長および戸長役場11が置かれた。

大島郡における地租改正は明治12年から着手され明治16年に至って完了した。これによってこれまで地割制度によって数年毎に割りかえていた公田も含めて大部分の田畑が個人の所有となった。阿伝部落においては，明治12年に土地の永代配当が行なわれたことが伝えられており，残存する地券の年号は明治15年6月となっている。

廃藩置県とそれにともなう一連の制度変革(注2)は全国的には封建制から郡県制へ，地方分権から中央集権への変化を意味した。薩摩藩から鹿児島県への変化は，島民にとっては，藩政下の諸制約からの解放を意味するはずであったが，実質においては，道之島に対する旧藩時代の制約は明治4年以降も続いていた。そのことを最もよく表わすのは県の砂糖と家人の制度に関する扱いである。

県政になってからも，砂糖に関する業務は，県令の管下にある保護会社が引きつぎ，生産糖の総買上げ，日用必需品の換糖配附は続けられた。明治6年3月大蔵省より「自今，貢糖定額之外島民所得之分勝手売買差許，内地商人共と互に往来いたし，広営業為致可申事」という達が出された(注3)。が。県はすでに明治5年鹿児島の豪商数名を以て大島商社を設立し，強制的に島民代表として鹿児島に上った与人等と契約を結び，以後島民はこの商社にのみ砂糖を売却し，米その他の物品もこの商社が独占取引するという藩政期そのままの取引を商社を通じて行なう体制をととのえていた。そこで県は自由売買許可の大蔵省の達を秘して島民に示さず，明治6年から11年までを一期とする大島商社との独占取引の契約を結ばせたのであった。大島商社は県庁の保護のもとに大阪，鹿児島に事務所を置き，また島内各要所に物品販売所と事務所を置き，島民に係わる一切の事務は村役人に担当させた。

その間，明治5年以降の貢糖をめぐって現物を

大阪へ直送するように要求する大蔵省と，島の石高分の砂糖を市価平均価格で金納することを願う県との間に確執があった。これは結局5年分については半額を現糖で半額は10カ年賦で金納，6年以下については石代金納ということで妥協したのであるが，このような確執には，中央集権化した国家権力と，旧藩時代の権益を維持しようとする県との対抗が見てとれる。

明治9年から，島出身で英国帰りであった丸田南理らが有志団体を組織し，自由売買請願運動を起こした。請願のため島民代表として上県した55名は沸騰組として獄に入れられた。そのうち強壮なもの35名は当時起った西南戦争に従軍させられるという有様で，役後全て釈放されたが遂に請願の目的を達せずに終った。

明治11年大島商社との契約期限が切れたが，そのまま持ちこされていたのを，藤井質雄支長庁の時に改め，自由売買が許された。

これ以前明治8年に，旧藩時代の貨幣流通停止のままであった道之島に県が政府から借りた5万円の金を島民に無利息下附し，貨幣流通が始められていたが，明治11年砂糖自由売買が許可されると，明治12年頃から内地の商人が入り込み営業を始めた。

砂糖商人たちは一人でも多くの得意先を得ようとして翌年の産糖を見込んで島民への前貸競争を行なった。貨幣経済に慣れぬ島民は，さそわれるままに何人もの商人から前借りし，農作業をせずに浪費をした結果返済不能におちいったり，高利の借金の累積を返済するというかたちで砂糖を搾取された。島民は極度の統制経済から，急激な自由経済化への変化に主体的に対応できず，多様な商人の入り込みとあいまって借金の増加と，生産の低下という経済的混乱状態に陥ったのであった。

また，県の保護を受け続けた鹿児島商人，（南島興産社）とそれよりも島民に有利な取引をしようとする内地商人（阿部組）との斗争も混乱を助長した。県は鹿児島商人以外をしめ出すために県令39号糖商組合規則を制定して内地商人の圧迫をはかった。両派の斗争はしばしば暴動さわぎにまで発展したが麓純則ら有志の県令39号徹廃運動によって明治21年に県令39号は徹廃されるに至った。明治23年に喜界島で砂糖取引をめぐって群衆聚集事件が起るなど，砂糖をめぐる旧藩時代からの制約は明治中期に至るまで影響を持ちつづけたのであった。

家人，膝素立の解放の経過は次のごとくである。明治4年8月従来の賤民制の廃止を明治5年僕婢娼妓の人身売買の禁止を新政府は令したが，このとき膝素立より身請したもの男347人，女257人，年季奉公人（ヤンチュ）より身請したもの男81人，女55人であり，当時1万人以上いたと思われる家人，膝素立の数からすればごく一部にすぎなかった。旧藩時代一生隷属の地位にあった膝素立もこれ以降身代糖1,500斤で解放されることになったが，身代糖をはらえない者はいぜん解放されず使役され売買されていた。明治9年に至って家人膝素立解放の運動が，かつて流島されていた旧藩士伊地知清左衛門によって起こされ，それを鎮定しようとして県から出張した巡査との間に騒動が起こった。以後各地で主人側と家人側の対立や裁判沙汰が起こったが，結局家人のある者は身代を出し，ある者は無償のまま主家を出て独立の生計を営むようになったのは，明治中期ごろであった。(注4)

以上明治期になってからの変化を地租改正，貨幣流通の再開，砂糖をめぐる県と島民の関係，家人解放などについて見てきた。が，県政になってからも種々の形で旧藩時代の制約が大島郡（道之島）の社会を拘束しつづけたことは，明治中期以降の村落社会のケーススタディの前提として充分自覚されねばならない。

（注）本章の記述は，大史奄美，鹿児島県史第3巻　名市瀬史年表　などによる。
（注1）大奄美史　p.p.423―424.
（注2）阿伝村立帳，岩倉一郎編，アチックミューゼアム，S13，p.48. 地券については昭和45年8月阿伝村政井保彦氏保存の　畑40枚，田4枚，草生地，宅地各1枚より確認した。
（注3）鹿児島県史　第3巻　p.774.
（注4）大奄美史　p.451.